

たきざわ 広報

2026年
(令和8年)

2月号

お知らせ版 No.1153

編集・発行 ▶ 滝沢市 (たきざわ魅力発信室)

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼55番地

☎ 019-684-2111(大代表)

FAX 019-684-1517

HPではカラーで掲載しています



修学のため転出する市国保加入者は、 保険年金課に届け出を。

問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

- 国保は住所地加入が原則
国民健康保険（国保）は、原則として、住民登録をしている市区町村の国保に入します。
- 滝沢市の国保に加入している人が、他市区町村に転出すると、滝沢市の国保資格は喪失し、転出先の市区町村で資格を取得します。
- 学生の場合は特例として
家族と同じ住所地で加入
修学のために転出する場合、特例として家族の住む住所地から学生用の資格確認書が交付されます（マル学）。
- マル学の手続きには在学証明書が必要
マル学の手続きには「在学証明書」が必要です。手続きの際に持参してください。
- 令和8年度入学者は「合格通知書」でも手続きができますが、7月末までに「在学証明書」を提出する必要
- 修学により他市区町村に転出する際は、必ず保険年金課に連絡してください。申し出がないまま転出届を提出すると、滝沢市の国保資格を喪失します。

があります。学生証では手続きができないので、注意してください。

※ 在学証明書・合格通知書は交付年月日から原則3ヶ月以内のものに限り有効です。

※ 既にマル学の対象となっている人も、継続して学生であることの確認のため、改めて「在学証明書」の提出が必要です。該当世帯には、4月ごろに通知します。

● 学生でなくなつたときは届け出が必要
卒業や就職などにより学生でなくなつた場合、特例が適用されません。マル学の対象となっている人が、学生でなくなつた際は、必ず保険年金課に届け出ください。



※1 上に記載のものその他「顔写真付きの身分証明書」「個人番号が確認できるもの」が必要です。

※2 資格確認書、資格情報のお知らせ